

2017年9月12日

各 位

会社名 日本郵政株式会社  
代表者名 取締役兼代表執行役社長 長門 正貢  
(コード番号：6178 東証第一部)  
問合せ先 I R 室 (TEL. 03-3504-4245)

## 自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) による 自己株式の買付けに関するお知らせ

当社は、会社法第459条第1項第1号の規定による当社定款第39条第1項の定めに基づく同法第156条第1項の規定により2017年9月11日開催の取締役会において決議いたしました自己株式(普通株式)の取得に関し、その具体的な取得方法及び内容について下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 取得の方法

本日(2017年9月12日)の終値1,373円で、2017年9月13日午前8時45分の株式会社東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)において買付けの委託を行います。(その他の取引制度や取引時間への変更は行いません。)

当該買付注文は、当該取引時間限りの注文といたします。

#### 2. 取得の内容

- (1) 取得対象株式の種類 当社普通株式
- (2) 取得する株式の総数 72,833,200株
- (3) 取得結果の公表 2017年9月13日午前8時45分の取引終了後に取得結果を公表します。
  - (注1) 当該株式数の変更は行いません。なお、市場動向等により、一部又は全部の取得が行われない可能性もあります。
  - (注2) 取得予定株式数に対当する売付注文をもって買付けを行います。
  - (注3) 本自己株式の取得に関して、財務省が2017年9月11日付で公表した内容によれば、当社の支配株主であり、かつ当社が2017年9月11日付で公表した「株式売出しに関するお知らせ」に記載の国内における引受人の買取引受けによる売出し及び海外における引受人の買取引受けによる売出しにおける売出人である財務大臣は、当社による自己株式の買付けについて、当社が行う自己株式の取得株式数と同数の売付注文を行うとのことです。

#### 注意事項：

この文章は、一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。日本国内において投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。また、本記者発表文は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。同文書には当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。

(ご参考)

2017年9月11日開催の取締役会における自己株式の取得に関する決議内容

- (1)取得対象株式の種類 当社普通株式
- (2)取得し得る株式の総数 100,000,000株(上限)  
(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合  
2.43%)
- (3)株式の取得価額の総額 1,000億円(上限)
- (4)取得期間 2017年9月13日(水)から2017年9月22日(金)まで
- (5)取得の方法 株式会社東京証券取引所の自己株式立会外買付取引  
(ToSTNeT-3)による買付け
- (6)その他本自己株式取得に必要な一切の事項の決定については、当社代表執行役社長に一任する。

以上

注意事項：

この文章は、一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。日本国内において投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。また、本記者発表文は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。同文書には当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。